

**【事務事業調査】**

事務事業名	高根沢町更生保護女性会補助			予算科目	会計 - 款 - 項 - 目 - 事業
				コード	001-03-01-02-00201010
担当部課	住民生活部健康福祉課	担当 係長	障害者係 田野辺友子	事業の分類	既存事業

**■事務事業の概要**

		何をどのような方法で実施します(実施しました)か?	どのような成果が現れます(現れました)か?
計画	H22 事後評価	非行や犯罪に陥った人たちが再び社会の一員として立ち直るのを支援したりする「更生保護」。これら更生保護の理解と協力を得るための運動を展開したり、青少年の健全育成、社会を明るくする運動での街頭啓発、地域でのミニ集会の開催等、多様な活動を行っている町更生保護女性会の円滑な運営を支援するために、補助金を交付しました。	町更生保護女性会の活動を支援することによって、更生保護活動の円滑化、効率化が図られ、地域における更生保護活動や犯罪予防活動が充実します。
	H24 事前評価	究極のボランティア団体である町更生保護女性会の円滑な運営を支援するために、補助金を交付します。	
実績			

**■活動指標**

指標	目標値	達成値	特記事項
更生保護女性会数(単位:団体)	1		

**■事業費(計画)**

【単位:千円】

細節	金額	積算根拠
1 補助金	67	67,000円×1団体
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
	67	

**■事業費(実績)**

【単位:円】

細節	金額	特記事項
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
	0	

**■事業経費**

		計画 【千円】	実績 【円】	特記事項
予算	当初予算額	67		
	補正予算額			
	流用額			
	予算現額			
決算	決算額			
財源	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	受益者負担金			
	その他の特定財源			
	計	0		
	差引(一般財源)	67		

■補助金等名:高根沢町更生保護女性会補助会

■補助事業者等:高根沢町更生保護女性会

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというにあてはまる:3点
- (4)どちらかというにあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	女性の立場から、地域の犯罪予防活動と犯罪や非行をした人の更生支援活動を行い、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的としています。
		■町全体に波及効果が期待できる。	
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	犯罪の増加、多様化、低年齢化に伴い、更生保護活動も複雑化しています。各地域で話し合いを行う「ミニ集会」は県内でも注目を浴びているほか、チューリップの球根の贈呈を兼ねた、児童生徒との交流会を開催しています。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	更生保護女性会は、保護司会、更生保護施設、地域との連携を図りながら、積極的に活動しています。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	更生保護女性会の活動を補助することによって、更生保護活動の円滑化、効率化が図られます。予算については、1団体あたり67千円で積算しています。
		■予算の見積が適正である。	
5	適格性	■実施体制が明確である。	団体の運営は、おおむね自立しています。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	
合計点数		48	
総合評価		継続	